

老人保健制度

70歳になったら手続きを

老人保健とは

老人保健は70歳以上(一定の障害があると認定された場合は65歳以上)の人が安心して医療を受けられるよう、本人の負担金を軽減する制度です。

この保健で、お医者さんにかかるときの一部負担金は、下記のように軽減されます。

なお、加入している健康保険の資格はそのまま老人保健制度の適用が受けられます。

老人保健で医療を受けるには

70歳の誕生日に、市から手続きの案内と認定申請書が送付されます。その書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて期間中に手続きしてください。

手続きをすると、「老人医療受給者証」と「健康手帳」が交付



されます。

誕生月の翌月から老人保健制度が適用されます(ただし1日生まれの人は誕生月から)。

お医者さんにかかるときは

お医者さんにかかるときは、窓口で健康保険証、老人医療受給者証、健康手帳を提出して受診してください。

お医者さんに支払うお金は

かかった医療費の原則1割を負担します。外来受診の場合と入院した場合の負担額は次のとおりです。

医療費の1割を負担 (定率1割負担制)

ただし、1カ月の負担上限額は次のようになります。

(注)()内はベッド数が200以上の病院で医療を受けた人の場合です。

外

・院外処方が行われなかった人

病院・診療所では
3,200円(5,300円)まで負担

来

・院外処方が行われた人

病院・診療所では
1,650円(2,650円)まで負担

薬局では1,650円
(2,650円)まで負担

* 定額負担制を選択する診療所では1日850円を負担(1カ月4回まで負担)

窓口での負担方法については各病院・診療所へお問い合わせください。

医療費の1割を負担 (定率1割負担制)

ただし、1カ月の負担上限額は37,200円

次に該当する人は、1カ月の上限額が減額されます。

入

・住民税非課税世帯などの人は、1カ月24,600円

・住民税非課税世帯などで老齢福祉年金を受けている人は、1カ月15,000円

院

入院の一部負担金の減額を受ける場合には、市が発行する認定証が必要です。申請方法などは保険年金課へお問い合わせください。

くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

障害基礎年金

現況届は7月31日までに

毎年7月は、障害基礎年金を受けている人が、現況届を提出する時期です。現況届は、引き続き年金を受けるための大切なものです。

該当者には、現況届の用紙を6月下旬に送りましたので、必要事項を記入のうえ7月31日(水)までに保険年金課へ提出してください。

対象は次のいずれかに当てはまる人

20歳前に初診のある傷病による障害基礎年金を受けている人
障害福祉年金から移行した障害基礎年金を受けている人



くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

介護保険料は所得によって5段階に分かれます

あなたの保険料は…

65歳以上の人が納める保険料は、所得の状況などに応じて5段階に分かれています。

65歳以上の人は、この区分による介護保険料を納付することになります。

平成14年度の保険料額は下表のとおりです。



区分	対象者	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者・生活保護法の被保護者	17,500円
第2段階	市民税世帯非課税者	26,200円
第3段階	市民税本人非課税者	35,000円
第4段階	市民税課税者（合計所得250万円未満）	43,700円
第5段階	市民税課税者（合計所得250万円以上）	52,500円

納め方は…

介護保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と納付書による個別納付（普通徴収）の2種類があります。

【特別徴収】

年金から天引きされる「特別徴収」となるのは年額18万円以上の老齢・退職年金を受給している人です。8月上旬に「介護保険料額決定通知書」を送付します。

【普通徴収】

「普通徴収」となるのは年金額が年額18万円未満の人、受給している年金が遺族年金・障害者年金の人、年度の途中で65歳になった人や転入した人などです。7月中旬に送付する「納付書」で納めてください。

口座振替を申し込んだ人以外はこの「納付書」により納付してください。

みなさんの納める保険料が介護保険を支えます。納め忘れないようにしましょう。

くわしくは保険年金課（☎201526）へ。

消費生活相談 Q & A

Q 低金利・ペイオフ対策として、投資信託商品などの金融商品を購入したいと考えていますが、注意点を教えてください。

A 日本版金融ビッグバンにより、多様な金融商品が登場してきました。銀行で投資信託商品が購入できるなど販売方法も多様化し、消費者の選択の幅が広がりました。

その一方で金融商品の販売や勧誘のトラブルも少なくありません。このようなトラブルから消費者を保護するために、平成13年4月「金融商品の販売等に関する法律」が施行されました。この法律では、金融商品販売業者が消費者に対し、次の重要

金融商品の購入

事項を説明することが義務付けられています。

利息、為替、株式相場といった市場変動によって元本割れの恐れがあること、社債などを発行する企業の業務や財産の信用状況の変化による元本割れの恐れがあること、金融商品の権利を行使することができる期間の制限や解約期間の制限についてなどです。これらの説明がなかったことで、損害が生じた場合は、販売業者に損害賠償請求ができます。

また、金融販売業者は商品の販売時に消費者に対し、適正な勧誘を行うための勧誘方針を公表しています。説明など聞いても、理解できないときは、手を出さないほうが賢明



です。消費者には自己責任が求められています。金融商品を購入するときは、保有の目的を確かめ、多くの情報を集めて総合的に比較検討することが大切です。

金融商品についてくわしく知りたい人は金融広報中央委員会ホームページ（<http://www.saveinfo.or.jp/>）へ。

くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

申し込みなどの手続きは 市民課窓口へ

八富成田斎場は、成田市・八街市・富里市で管理運営されています。斎場の利用者または死生者が3市の住民である場合は、市民料金（火葬料金）（待合室1室付き）が無料となります。また、斎場では、通夜および告別式を行うことができます。利用

は友引を除く午後3時から翌日の午後3時までです。料金は第1式場を利用して通夜・告別式を行った場合は8万円となります。ただし、通夜に限り友引の日でも午後3時から使用できます。このほかに、市民を対象とした霊きゅう車と自宅葬で使用する祭具の貸し出しも行っていきます。これらの申し込み受け付け



八富成田斎場



は 市役所市民課（☎20 1525）で行っています。

ペットの火葬と
ペット墓地

火葬できるペットは、犬・猫・猿・ウサギなどの小動物で、旧火葬場跡地（山之作359）で行っています。火葬場まで来られない人には、引き取りのサービス（市民のみで1,050円）も行っていきます。また、ペット墓地は、公園内に設けています。利用は友引を除く午前9時から午後3時までで、予約が必要です。申し込み受け付けは、八富成田斎場（☎23 4511）で行って

また、ペット墓地は、公園内に設けています。利用は友引を除く午前9時から午後3時までで、予約が必要です。申し込み受け付けは、八富成田斎場（☎23 4511）で行って

います。

斎場の施設・霊きゅう車・祭具およびペットの火葬・墓地の使用料などについてくわしくは、環境衛生課（☎20 1531）または八富成田斎場（☎23 4511）へ。

水稻に薬剤散布

11日・12日・21日に
ヘリコプターで

成田市植物防疫協会では、水稻をイモチ病や紋枯病から守り、良質なお米を作るため、ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。また、ヘリコプターによる散布が難しい場所については、ラジコンヘリコプターで行います。

期日と散布区域は、下表のとおりです。作業予定時間は各地区とも午前4時30分～9時ごろです。なお、雨天や強風の場合は順延します。日程などに変更が生じる場合は、防災行政無線などでお知らせします。ご迷惑をお掛けしますが、次のことにご注意してください。

- 薬剤の散布時間は、一部通勤・通学時間帯に重なるため、区域内の水田周辺の通行、駐車をなるべく避けるなど、薬剤がかからないようにしてください。

薬剤散布の期日と地域

期 日	散 布 区 域	散 布 方 法
7月11日(木)	公津・八生・中郷(新妻・芦田・赤荻・西和泉)	ヘリコプター
7月12日(金)	豊住・久住・遠山・中郷(下金山・野毛平・東金山・和田)	ヘリコプター
7月21日(日)	八生(上福田・松崎) 公津(船形)中郷(赤荻)	ラジコン ヘリコプター

○散布薬剤は殺菌剤で、人体に対して毒性の低いものを使用しますが、万一薬剤がかかったときは、うがいや水で洗い落としてください。

○心配なときは、健康管理課（☎27 1111）または成田赤十字病院（☎22 2311）に相談してください。

○洗濯物や寝具などは外に干さないようにし、小動物の糞などにはカバーをするなどの措置をしてください。

くわしくは農政課（☎20 5411）へ。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談 18日(木) 10時～3時

不動産相談 16日(火) 10時～正午

税務相談 16日(火) 10時～3時

外国人相談

11日(木)・25日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

23日(火) 9時～4時

市民よろず相談 27日(土) 1時～4時

会場 中央公民館会議室

工商観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話をしてください。

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 11日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 2日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574 7月8日以降は☎27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 4日(木)・18日(木) 9時～正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 11日(木) 2時～4時

場所 在宅介護センター 玲光苑

(☎24-2251)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 22日(月) 10時～3時

開発協会(市体育館)(☎26-7251)

健康体力相談 毎週火曜日 9時～正午

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育センター(☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)



隣に迷惑をかけています

墓地内の清掃は各自で

いずみ聖地公園

いずみ聖地公園内の施設の維持管理は、墓地の使用を許可された人の管理料で賄われています。しかし、この管理料は公共部分(広場・道路・駐車場・緑地など)を管理するためのもので、墓地内の清掃については各自で行うことになっていきます。

管理の時間が取れない人は、管理組合が墓地の清掃を代行する制度もありますので、管理事務所(☎36 2292)へ申し込んでください。

墓地を使用している人が次に該当するような場合、使用許可を取り消すことがありますので、十分注意してください。

○使用者が死亡し、承継者がいないとき

○使用者が住所不明となって7年を経過したとき

○普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても、囲障(外さく)を設置しないとき

○3年間管理料を納めないとき
変更手続きは忘れずに

墓地使用許可書の記載内容(住所・本籍・保証人など)に変更があった場合は、30日以内に手続きをしてください。特に住所変更があった場合、納付書などの重要書類が届かないこととなりますので、手続きを忘れずにお願います。

斎場の利用について

霊園内の管理事務所には式場と和室があり、それぞれ有料で貸し出しをしています。また、飲み物や仕出しの注文も事務室で受け付けています。納骨式、回忌などの法事にお使いください。

霊園に関する問い合わせは環境衛生課☎20 1531へ。

設置費と維持管理費に補助

合併処理浄化槽

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置にかかる費用の一部を下表のとおり補助しています。

また、浄化槽の設置に伴い、トイレを水洗化した場合、水洗便所設置補助金(3万円を限度)が支給されます。

また、浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適切な維持管理(保守・点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。この維持管理費についても補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理

合併処理浄化槽設置補助金額

人 槽	限度額(円)
5人槽	354,000
6・7人槽	411,000
8～10人槽	519,000
11～20人槽	981,000
21～30人槽	1,668,000
31～50人槽	2,238,000

(保守点検・清掃)にかかった額の2分の1相当額(限度額あり)です。

騒音地域については、設置費および維持管理費とも補助金の限度額が別に定められています。くわしくは環境衛生課(☎20 1531)へ。